

独立行政法人勤労者退職金共済機構職員給与規程

(平成15年10月 1日)

改正 平成15年12月 1日
改正 平成16年 4月 1日
改正 平成17年 4月 1日
改正 平成17年12月 1日
改正 平成18年 4月 1日
改正 平成19年 4月 1日
改正 平成20年 2月 1日
改正 平成20年 4月 1日
改正 平成21年 4月 1日
改正 平成21年12月 1日
改正 平成22年 4月 1日
改正 平成22年12月 1日
改正 平成23年 4月 1日
改正 平成23年10月 1日
改正 平成24年 6月25日
改正 平成24年12月 7日
改正 平成26年 4月 1日
改正 平成27年 1月26日
改正 平成27年 4月 1日
改正 平成28年 2月23日
改正 平成28年 4月 1日
改正 平成29年 1月24日
改正 平成29年 4月 1日
改正 平成30年 1月23日

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項及び独立行政法人勤労者退職金共済機構就業規則（以下「就業規則」という。）第24条の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の職員の給与について定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この規程は機構の職員（以下「職員」という。）に適用する。

2 前項の規定にかかわらず、臨時に勤務する職員、常時勤務を要しない職員等については、別に定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 職員の給与の種類は、次のとおりとする。

- (1) 本給
- (2) 扶養手当
- (3) 職務手当
- (4) 時間外勤務手当
- (5) 宿日直手当
- (6) 管理職員特別勤務手当
- (7) 期末手当
- (8) 勤勉手当
- (9) 特例一時金
- (10) 通勤手当
- (11) 特別都市手当
- (12) 住居手当
- (13) 単身赴任手当

2 機構の業務について生じた職員に対する実費の弁償は、給与には含まれないものとする。

(給与の支払)

第4条 職員の給与は、全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令に基づきその職員の給与から控除すべきものがある場合には、その金額を控除する。

2 前項の規定にかかわらず、職員からの申出があった場合には、その職員の指定する金融機関への口座振込みの方法によって支払うことができる。

(給与の支給日)

第5条 職員の給与(期末手当、勤勉手当及び通勤手当を除く。)の支給日は、毎月16日(16日が就業規則第10条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその前日(その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日))とし、当月1日から当月末日までの本給、扶養手当、職務手当、特別都市手当、住居手当及び単身赴任手当並びに前月1日から前月末日までの時間外勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当を支給する。

(職員の本給及び別表)

第6条 本給は、就業規則第6条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬である。

2 本給は月額制とし、その月額は、別表の定めるところによる。

（本給の決定）

第7条 職員の受ける本給は、その職員の行う職務に応じて、別に定める「職位に関する規程」によりその職位を決定し、その職位の中の号をもって決定する。ただし、新たに職員となった者（理事長が別に定める職員に限る。）の本給月額は、職員となった日の属する月から当該職員となった日以後最初に到来する第21条の2第1項に規定する基準日の属する月の前月までの間、別表に定める額にかかわらず、理事長が別に定める額とする。

（昇格等）

第8条 勤務成績が特に良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、上位の職位に昇格させることができる。

第8条の2 職員を降任させるときの職位、職務及び本給の月額は、懲戒委員会の審議を経て理事長が定める。

（昇給）

第9条 職員が現に受けている号を受けるに至った時から12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、4号（55歳を超える職員にあつては2号）を上限とした上位の号に昇給させることができる。

2 勤務成績が特に優秀な者については、55歳を超える者を除き、前項に規定する期間を短縮し若しくはその現に受ける号より5号から8号の間で上位の号まで昇給させ又はそのいずれをもあわせて行うことができる。

3 職員の本給月額がその属する職位における本給の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職位にある間は昇給しない。ただし、それらの本給月額を受けている職員で、その本給月額を受けるに至った時から24月（その本給月額が職位における本給の幅の最高額である場合にあつては、18月）を下らない期間を良好な成績で勤務したもの、勤務成績が特に良好であるもの等については、その職員の属する職位における本給の幅の最高額を超えて、昇給させることができる。

4 第2項及び第3項に規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

5 第1項から第3項の規定による昇給は、毎年1月1日、4月1日、7月1日又は10月1日に行う。

(本給の日割計算)

第10条 新たに職員になった者には、その日から本給を支給し、昇給等により本給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。

2 職員が退職したときは、その日まで本給を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで本給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により本給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給の額は、その月の現日数から、日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、部長及び次長の職にある職員（以下「部長等職員」という。）に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族は、次の各号の一に該当する者であって、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものとする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 60歳以上の父母及び祖父母

(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当は月額制とし、その月額は扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき6,500円（課長、室長、調査役及び考査役の職にある職員（以下「課長等職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 新たに職員になった者に扶養親族（部長等職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、部長等職員から部長等職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合は、

その職員は速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（部長等職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び部長等職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（部長等職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においては、その者が職員となった日、部長等職員から部長等職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長等職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（部長等職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し又は死亡した日、部長等職員以外の職員から部長等職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長等職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（部長等職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（部長等職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係

- るものがある部長等職員が部長等職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある課長等職員が課長等職員及び部長等職員以外の職員となった場合
 - (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で部長等職員以外のものが部長等職員となった場合
 - (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で課長等職員及び部長等職員以外のものが課長等職員となった場合
 - (7) 職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となった場合

(職務手当)

第13条 部長、次長、課長、室長、調査役、考査役、課長代理、室長代理及び専門職の職にある職員に対しては、職務手当を支給する。

2 職務手当の月額、部長、次長及び理事長の指定する課長にあつては104,100円、課長(理事長の指定する者を除く。)、室長、調査役及び考査役にあつては71,700円、課長代理、室長代理及び専門職にあつては36,600円とする。

3 前項の規定による額が、役員給与規程第4条に規定する役員の俸給月額のうち最低の俸給月額及びこれに対する特別調整手当の月額の合計額に106分の100を乗じて得た額から職員が受ける本給と扶養手当の月額の合計額を差し引いた額以上の額となる場合には、その者に支給する職務手当の月額は、前項の規定にかかわらず、その差し引いた額に満たない額で別に定める額とする。

4 職員が、休暇、欠勤その他の事由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないときは、その月の職務手当は、支給しない。

5 第10条の規定は、第1項の規定による職務手当の支給について準用する。

(時間外勤務手当)

第14条 就業規則第6条に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、当該正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対して、1時間につき第16条に規定する勤務1時間当たりの給与の額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて定めた割合(当該正規の勤務時間を越えて勤務した時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、各号に定める割合に100分の25を加算した割合。次項において同じ。)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 休日(就業規則第10条第2項の規定により休日が振り替えられた場合には振替により休日となった日。次号及び第19条第1項において同じ。)以外の日における勤務 100分の125

(2) 休日における勤務 100分の135

2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合において、当該正規の勤務時間を超えて勤務した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、当該60時間を超えた時間に対して、前項の規定にかかわらず、1時間につき第16条に規定する勤務1時間当たりの給与の額に100分の150を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

第15条 削除

(勤務1時間当たりの給与の額の算出)

第16条 第14条、第28条第5項、第29条第6項及び第30条第6項の勤務1時間当たりの給与の額は、次の算式により計算した額とする。

$$\frac{\text{(本給及びこれに対する特別都市手当の月額合計額)} \times 12}{\text{(1週間当たりの勤務時間)} \times 50}$$

(宿日直手当)

第17条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員については、宿日直手当を支給する。

2 宿日直手当の額は、宿直勤務又は日直勤務1回につき、4,200円とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1日につき2,100円とする。

3 第1項の勤務は、第14条の勤務には含まれないものとする。

(時間外勤務手当の適用除外)

第18条 第14条及び前条の規定は、第13条の規定により職務手当を支給される職員(課長代理、室長代理及び専門職の職にある職員を除く。)には適用しない。

(管理職員特別勤務手当)

第19条 第13条の規定により職務手当の支給を受ける職員のうち、前条の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（支払日が休日に当たるときはその前日（その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日））に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し（引き続き国家公務員、独立行政法人の職員、地方公務員又は他の公庫等の職員（以下「国家公務員等」という。）となった場合を除く。）又は死亡した職員についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、機構の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合した別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそのものの在職期間（国家公務員等であった者で引き続き機構の職員となった者については、それらの職員であった期間を通算することができる。）の区分に応じて、次の表に定める期間率を乗じて得た額とする。ただし、理事長が別に定める職員にあっては、理事長が別に定める額とする。

在職期間	期間率
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した職員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において職員が受けるべき本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する特別都市手当の月額の合計額とする。

4 (1) の表に定める職位にある職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、本給の月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額にそれぞれ職位の区分に対応する加算率を乗じて得た額（(2) の表に定める地位にある職員にあっては、その額に本給月額にそれぞれ職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

(1) 期末手当の職位別加算率

職位の区分	加算率
参事	100分の20
副参事	100分の15
主事	100分の10
副主事	100分の5

(2) 管理監督の地位にある職員の本給の割増率

職務の区分	割増率
部長・次長	100分の23

課長・室長・調査役・考査役	100分の14
---------------	---------

5 第2項ただし書の理事長が別に定める額が0円の場合には、その職員に対しては、第1項の規定にかかわらず、期末手当は支給しない。

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ6月30日及び12月10日（支払日が休日に当たるときはその前日、その日が休日に当たるときは、その日前において、その日の最も近い休日でない日）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し（引き続き国家公務員等となった場合を除く。）又は死亡した職員についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、機構の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合した別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそのものの在職期間（国家公務員等であった者で引き続き機構の職員となった者については、それらの職員であった期間を通算することができる。）の区分に応じて、次の表に定める期間率を乗じて得た額とする。

在職期間	期間率
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零日	零

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した職員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において職員が受けるべき本給の月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額とする。

4 職員が基準日から支給日の前日までの間に就業規則第48条の規定による懲戒処分を受けた場合には、勤勉手当の額は、第2項の規定にかかわらず、勤勉手当基礎額に、別

に定める割合を乗じて得た額に第2項の期間率を乗じて得た額とする。

- 5 第2項で算出した勤勉手当の額は、理事長が、職員の勤務成績に応じ、100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。
- 6 前条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「次条第3項」と読み替えるものとする。

(特例一時金)

第21条の2 特例一時金は、6月1日及び12月1日（以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（理事長が別に定める職員に限る）に対して、支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

- 2 特例一時金の額は、特例一時金基礎額に6を乗じて得た額とする。
- 3 前項の特例一時金基礎額は、27,500円とする。ただし、理事長が別に定める職員にあっては、理事長が別に定める額とする。
- 4 特例一時金を支給する日については、期末手当を支給する日の例による。
- 5 前各項に定めるもののほか、特例一時金の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

第21条の3 前条の規定にかかわらず、新たに職員となった者（理事長が別に定める職員に限る。）に対して、職員となった日の属する月から当該職員となった日以後最初に到来する基準日の属する月の前月までの各月につき、特例一時金を支給する。

- 2 前項の規定による特例一時金の額は、月額1,000円とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定による特例一時金の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(期末手当及び勤勉手当に係る一時差止等)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者には、第20条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当及び勤勉手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当及び勤勉手当）は、支給しない。

- (1) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第48条の規定に基づく懲戒解雇により退職した職員
- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (3) 次項の規定により期末手当及び勤勉手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事

件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

2 理事長は、支給日に期末手当及び勤勉手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当及び勤勉手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当及び勤勉手当を支給することが、機構の信用を確保し、期末手当及び勤勉手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

3 理事長は、前項の規定による期末手当及び勤勉手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当及び勤勉手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当及び勤勉手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

(通勤手当)

第23条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通

機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、当該運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、支給単位期間につき、それぞれ次に掲げる額

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

ト	使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18,700円
チ	使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600円
リ	使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400円
ヌ	使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円
ル	使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円
ヲ	使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800円
ワ	使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

- 3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の別に定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

(特別都市手当)

第24条 特別都市手当は、東京都特別区に所在する本部に在勤する職員に支給する。

- 2 特別都市手当の月額の本給、扶養手当及び職務手当の月額の合計額に100分の14.0を乗じて得た額とする。
- 3 第10条の規定は、第1項の規定による特別都市手当の支給について準用する。

(住居手当)

第25条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(国家公務員有料宿舎、職員宿舎に居住している職員及び別に定める職員を除く。)

(2) 次条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(国家公務員有料宿舎、職員宿舎及びその他別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員であるものについては、第1号及び第2号に掲げる額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第26条 単身赴任手当は、関係機関等への異動に伴い住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する施設等に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する施設等に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円(別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下「交通距離」という。)が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額)とする。

- 3 国家公務員等であった者から引き続き機構の職員に採用され、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する施設等に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らし困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 第10条の規定は、単身赴任手当の支給について準用する。
- 5 前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（休暇の際の給与）

第27条 就業規則第17条及び第21条に規定する休暇の時間又は日については、通常の勤務をしたものとして給与を支給する。

（欠勤者の給与）

第28条 業務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により遅刻、早退又は欠勤した時間又は日については、通常の勤務をしたものとして通常の給与を支給する。

- 2 職員が業務外の傷病により欠勤した場合（就業規則第16条第4項の無届欠勤（以下「無届欠勤」という。）として取り扱われた場合を除く。）は、その欠勤の期間が欠勤を始めた日から、普通傷病については6箇月間、結核性疾患については1年間、本給、扶養手当及び特別都市手当の全額を支給する。
- 3 前項の欠勤の期間には、休日を通算するものとする。
- 4 職員が第1項及び第2項の事由以外の事由により欠勤した場合（無届欠勤として取り扱われた場合を除く。）は、その欠勤の期間（就業規則第17条の休暇の日数を除く。以下同じ。）が1箇月に達するまでは本給、扶養手当及び特別都市手当の全額を支給し、その欠勤の期間が1箇月を超えたときは、その1箇月を超えた期間につき、本給、扶養手当及び特別都市手当の合計額の100分の50を支給する。
- 5 無届欠勤として取り扱われた場合には、その欠勤した時間については1時間につき第16条に規定する勤務1時間当たりの給与の額を、本給から控除する。

（介護休業等に係る給与）

第29条 職員が、就業規則第22条に規定する介護休業（以下この条において「介護休業」という。）をしている期間については、扶養手当、住居手当、単身赴任手当を除き給与は支給しない。

- 2 職員が、月の中で就業規則第22条に規定する介護休業を開始又は終了した場合には、本給、職務手当及び特別都市手当は日割りによって支給する。
- 3 第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 4 第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 5 介護休業をした職員が勤務に復帰したときは、当該介護休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、本給月額を調整し又は第9条第1項に規定する期間を短縮することができる。
- 6 職員が、就業規則第22条の4に規定する短時間勤務により勤務をしない場合には、その勤務をしない1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与の額を減額して給与を支給する。
- 7 前各項に規定するもののほか、介護休業等に係る給与について必要な事項は、別に定める。

（育児休業等に係る給与）

- 第30条 職員が、就業規則第23条に規定する育児休業（以下この条において「育児休業」という。）をしている期間については、給与は支給しない。
- 2 職員が月の中で就業規則第23条に規定する育児休業を開始又は終了した場合には、本給、扶養手当、職務手当、特別都市手当、住居手当及び単身赴任手当は日割りによって支給する。
 - 3 第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
 - 4 第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
 - 5 育児休業をした職員が勤務に復帰したときは、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、本給月額を調整し又は第9条第1項に規定する期間を短縮することができる。
 - 6 職員が、就業規則第23条の4に規定する短時間勤務により勤務をしない場合には、その勤務をしない1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与の額を減額して給与を支給する。
 - 7 前各項に規定するもののほか、育児休業等に係る給与について必要な事項は、別に定

める。

(休職者の給与)

第31条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により、就業規則第29条第1項第2号の規定に基づき休職を命ぜられた場合は、その休職の期間中、給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところに従い、休業（補償）給付又は傷病（補償）年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

2 業務外の傷病により、就業規則第29条第1項第1号又は第2号の規定に基づき休職を命ぜられた場合は、その休職の期間中、普通傷病にあつては休職を命ぜられた日から初めの1年間については本給、扶養手当、特別都市手当及び期末手当のそれぞれ100分の80、その後の1年間についてはそれぞれ100分の60を支給し、結核性疾患にあつては、2年間に達するまでは、本給、扶養手当、特別都市手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

3 職員が就業規則第30条第1項ただし書の規定により休職期間が延長された場合は、その休職の期間中、本給、扶養手当、特別都市手当及び期末手当のそれぞれ100分の60を支給する。

4 職員が就業規則第29条第1項第3号の規定により、休職を命ぜられた場合は、その休職の期間中、本給、扶養手当及び特別都市手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が就業規則第29条第1項第4号及び第5号の規定により、休職を命ぜられた場合は、その休職の期間中、本給、扶養手当及び特別都市手当の一部を支給することができる。

(停職者の給与)

第32条 職員が就業規則第48条の規定による出勤停止の処分を受けた場合は、その期間中の給与は支給しない。

(給与の非常時払)

第33条 職員又はその収入によって生計を維持する者が、出産、疾病、災害、婚礼、葬儀、やむを得ない事由による1週間以上の帰郷、その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与の支給を請求した場合は、第5条の規定にかかわらず、請求の日までの分を日割りによって計算し、その際に支払う。

(端数計算)

第34条 この規定により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り

捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第35条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 機構の設立の際、中小企業退職金共済法の一部改正する法律（平成14年法律第164号）により解散した勤労者退職金共済機構（以下「旧法人」という。）の職員であった者であって、引き続き機構の職員となったものの在職期間の算定については、旧法人の職員であった期間を機構の職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 3 平成30年3月31日までの間、職員（その職位が参事あるいは副参事の者であってその号棒がその職位における最低の号棒でないものに限る。以下この項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。この場合において、第（1）号に規定する本給月額、第（2）号、第（4）号及び第（5）号に規定する特別都市手当の月額並びに第（3）号に規定する職務手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該本給、当該特別都市手当及び当該職務手当の月額とする。

(1) 本給

当該特定職員の本給月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職位における最低の号棒の本給月額に達しない場合（以下この項において「最低号棒に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職位における最低の号棒の本給月額を減じた額（以下この項において「本給月額減額基礎額」という。）

(2) 特別都市手当

当該特定職員の本給月額に対する特別都市手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号棒に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額に対する特別都市手当の月額）

(3) 職務手当

当該特定職員の職位に対する職務手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額

(4) 期末手当

それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額及びこれらに対する特別都市手当の月額の合計額（第20条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、

当該合計額に、当該合計額に同項（１）の表に定める加算率を乗じて得た額（同項（２）の表に定める地位にある職員にあっては、その額に、本給月額に同項（２）の表に定める割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額とし、その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第２項に規定する別に定める割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項に定める期間率を乗じて得た額に、１００分の１．５を乗じて得た額（最低号棒に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれらに対する特別都市手当の月額合計額（第２０条第４項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項（１）の表に定める加算率を乗じて得た額（同項（２）の表に定める地位にある職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項（２）の表に定める割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額とし、その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第２項に規定する別に定める割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項に定める期間率を乗じて得た額）

（５）勤勉手当

それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額及びこれらに対する特別都市手当の月額合計額（第２１条第６項において準用する第２０条第４項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項（１）の表に定める加算率を乗じて得た額（同項（２）の表に定める地位にある職員にあっては、その額に、本給月額に同項（２）の表に定める割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額とし、その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第２１条第２項に規定する別に定める割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る同項に定める期間率を乗じて得た額に、１００分の１．５を乗じて得た額（最低号棒に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれらに対する特別都市手当の月額合計額（同条第６項において準用する第２０条第４項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項（１）の表に定める職位にある職員については、同項（１）の表に定める加算率を乗じて得た額（同項（２）の表に定める地位にある職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項（２）の表に定める割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第２１条第２項に規定する別に定める割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る同項に定める期間率を乗じて得た額）

４ この附則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成15年12月1日から施行する。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成15年12月に支給する期末手当の額は、改正後の機構職員給与規程の第20条第2項から第4項まで、第29条第3項、第30条第3項若しくは第31条第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 勤労者退職金共済機構（以下「旧法人」という。）の職員であった者で引き続き独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「新法人」という。）の職員となった者にあつては、平成15年4月1日において旧法人の職員として受けるべき本給、扶養手当、職務手当、通勤手当、特別都市手当、住居手当及び単身赴任手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、旧法人又は新法人の職員として在職しなかった期間又は休職期間がある場合は、その期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に旧法人の職員として支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成17年12月に支給する期末手当の額は、改正後の機構職員給与規程の第20条第2項から第4項まで、第29条第3項、第30条第3項若しくは第31条第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日において職員として受けるべき本給、扶養手当、職務手当、特別都市手当、住居手当及び単身赴任手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて

得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、職員として在職しなかった期間又は休職期間がある場合は、その期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に職員として支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き別表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給の月額が同日において受けていた本給月額に100分の99.1を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）に達しないこととなる職員(切替日以降に降任により本給の月額が変更されたものを除く。)には、平成26年3月31日までの間、その差額に相当する額(附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする)を合せて本給の月額として支給する。
- 3 特別都市手当の月額は、切替日から平成19年3月末日までの間、改定後の機構職員給与規程第24条第2項の規定にかかわらず、参事、副参事の職位にある職員については支給する本給、扶養手当及び職務手当の月額の合計に100分の6を乗じて得た額とする。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続きこの規程による改正前の第13条に定める職務手当を受ける職員で、その者の受ける職務手当の月額が同日において受けていた職務手当の額に100分の99.59を乗じて得た額に達しないこととなる職員(切替日以降に降格されたものを除く。)には、経過措置としてその差額に次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を職務手当として支給する。

- | | |
|------------|----------|
| (1) 平成19年度 | 100分の100 |
| (2) 平成20年度 | 100分の75 |
| (3) 平成21年度 | 100分の50 |
| (4) 平成22年度 | 100分の25 |

附 則

この規程は、平成20年2月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成21年4月1日において、この規程による改正後の別表を適用した場合の本給月額が、この規程による改正前の別表の本給月額と比べて減額となる職員(以下「減額改定対象職員」という。)に対して平成21年12月に支給する期末手当の額は、第20条第2項から第4項まで、第29条第3項、第30条第3項若しくは第31条第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であつて減額改定対象職員以外の者から減額改定対象職員となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき本給、扶養手当、職務手当、特別都市手当、住居手当及び単身赴任手当の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、職員として在職しなかった期間又は休職期間がある場合は、その期間のある月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成21年6月に減額改定対象職員として支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成22年4月1日において、この規程による改正後の別表を適用した場合の本給月

額がこの規程による改正前の別表の本給月額と比べて減額となる職員（以下「減額改定対象職員」という。）に対して平成22年12月に支給する期末手当の額は、第20条第2項から第4項まで、第29条第3項、第30条第3項若しくは第31条第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であつて減額改定対象職員以外の職員から減額改定対象職員となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき本給、扶養手当、職務手当、特別都市手当、住居手当及び単身赴任手当の月額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、職員として在職しなかった期間又は休職期間がある場合は、その期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成22年6月に減額改定対象職員として支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

3 月の中途において、職員以外の者又は附則第3項（平成15年10月1日施行）の規定により給与が減ぜられて支給されることとなる職員（以下「減額支給対象職員」という。）以外の者が減額支給対象職員となった場合あるいは減額支給対象職員が、減額支給対象職員以外の職員となった場合若しくは離職した場合における当該月の附則第3項各号（第（4）号及び第（5）号を除く。）に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。

4 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する附則第3項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成23年10月1日から施行する。

2 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成23年法律第26号）附則第18条の規定により準用する附則第15条第3項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の職員として採用された者の給与については、この規程による改正後の職員給与規程の規定にかかわらず、別に定めるところにより、特

例を設けることができる。

附 則

1 この規程は、平成24年6月25日から施行する。

ただし、平成24年6月に支給する期末手当及び勤勉手当については、平成24年7月1日から施行する規程改正後の別表を適用する。

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成23年4月1日において、規程改正後の別表を適用した場合の本給月額がこの規程による改正前の別表の本給月額と比べて減額となる職員（以下「減額改定対象職員」という。）に対して平成24年6月に支給する期末手当の額は、第20条第2項から第4項まで、第29条第3項、第30条第3項若しくは第31条第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成23年4月1日（同月2日から平成24年6月1日までの間に職員以外の者又は職員であって減額改定対象職員以外の職員から減額改定対象職員となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき本給、扶養手当、職務手当、特別都市手当、住居手当及び単身赴任手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、平成24年4月から施行日の属する月までの月数（同年4月1日から施行日の属する月までの期間において、職員として在職しなかった期間又は休職期間がある場合は、その期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額

3 月の中途において、職員以外の者又は附則第3項（平成15年10月1日施行）の規定により給与が減ぜられて支給されることとなる職員（以下「減額支給対象職員」という。）以外の者が減額支給対象職員となった場合あるいは減額支給対象職員が、減額支給対象職員以外の職員となった場合若しくは離職した場合における当該月の附則第3項各号（第（4）号及び第（5）号を除く。）に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。

附 則

1 この規程は、平成24年7月1日から施行する。

(給与の特例措置)

2 平成26年3月31日までの間、職員に対する本給月額の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される割合（職位号俸区分に応じそれぞれ、100分の9.77、100分の7.77、100分の4.77）（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- 3 平成26年3月31日までの間、職員に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 特別都市手当 当該職員の本給月額に対する特別都市手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに、当該職員の職務手当の月額に対する特別都市手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (2) 職務手当 当該職員の職務手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (3) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
 - (4) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
 - (5) 職員給与規程第27条、第28条第1項、第2項及び第4項、第31条の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからへまでに掲げる規程の区分に応じ当該イからへまでに定める額
 - イ 職員給与規程第27条、第28条第1項及び第2項、第31条第1項 前項及び前各号に定める額
 - ロ 職員給与規程第28条第4項 欠勤の期間が1箇月に達するまでは前項及び第1号に定める額、欠勤の期間が1箇月を超えたときは、その1箇月を超えた期間については、前項及び第1号に定める額に100分の50を乗じて得た額
 - ハ 職員給与規程第31条第2項 普通傷病にあつては休職を命ぜられた日から初めの1年間については、前項、第1号及び第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額、その後の1年間については、前項、第1号及び第3号に定める額に100分の60を乗じて得た額、結核性疾患にあつては、2年間に達するまで、前項、第1号及び第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ニ 職員給与規程第31条第3項 前項、第1号及び第3号に定める額に100分の60を乗じて得た額
 - ホ 職員給与規程第31条第4項 前項及び第1号に定める額に、職員給与規程第31条第4項の規定により、当該職員に支給される本給に係る100分60に相当する額の範囲内で理事長が定める額の割合を乗じて得た額
 - へ 職員給与規程第31条第5項 前項及び第1号に定める額に、職員給与規程第31条第5項の規定により、当該職員に支給される本給及び特別都市手当に係る理事長が定める額の割合を乗じて得た額
- 4 平成26年3月31日までの間、職員給与規程第14条、第28条第5項、第29条第6項及び第30条第6項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第16条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に50を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とす

る。

- 5 平成26年3月31日までの間、附則（平成15年10月1日施行）の規定の適用を受ける職員に対する、前3項の適用については、第2項中「、本給月額に」とあるのは、「、本給月額から附則第3項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第1号中「本給月額に対する特別都市手当の月額」とあるのは「本給月額に対する特別都市手当の月額から附則第3項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第1号及び第2号中「職務手当の月額」とあるのは「職務手当の月額から附則第3項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から附則第3項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から附則第3項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同項第5号ロ、ホ及びへ中「前項及び第1号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び第1号」と、同項第5号ハ及びニ中「前項、第1号及び第3号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項、第1号及び第3号」とする。

（端数計算）

- 6 前各項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

- この規程は、平成24年12月7日から施行する。
（平成25年1月までに職員に支給する給与に関する特例措置）
- 平成23年4月1日において、規程改正（平成24年7月1日施行）後の別表を適用した場合の本給月額がこの規程による改正前の別表の本給月額と比べて減額となる職員（以下「減額改定対象職員」という。）に対して、平成24年12月又は平成25年1月に支給する給与の額は、職員給与規程により算定された給与の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
 - 平成23年4月1日（同月2日から平成24年3月31日までの間に職員以外の者又は職員であつて減額改定対象職員以外の職員から減額改定対象職員となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき本給、扶養手当、職務手当、特別都市手当、住居手当及び単身赴任手当の月額の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、平成23年4月から平成24年3月までの月数（平成23年4月1日から平成24年3月31日までの期間において、職員として在職しなかった期間又は休職期間がある場合は、その期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - 平成23年6月に減額改定対象職員として支給された期末手当及び勤勉手当の合

計額に100分の0.37を乗じて得た額

(3) 平成23年12月に減額改定対象職員として支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

3 月の中途において、職員以外の者又は附則第3項（平成15年10月1日施行）の規定により給与が減ぜられて支給されることとなる職員（以下「減額支給対象職員」という。）以外の者が減額支給対象職員となった場合あるいは減額支給対象職員が、減額支給対象職員以外の職員となった場合若しくは離職した場合における当該月の附則第3項各号（第（4）号及び第（5）号を除く。）に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月26日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（本給の切替えに伴う経過措置）

2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き別表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（附則第3項（平成15年10月1日施行）に規定する特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に98.5を乗じて得た額）を本給の月額として支給する。

（端数計算）

3 前項の規定による本給月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該本給月額の額とする。

附 則

この規程は、平成28年2月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(この規程の施行の日前に新たに職員となった者に係る採用の特例)
- 2 この規程の施行の日前に新たに職員となった者に係るこの規程による改正後の職員給与規程（以下第3項、第4項及び第5項において「改正後給与規程」という。）第7条及び第21条の3の規定の適用については、当該職員は、当該施行の日に採用されたものとみなす。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後給与規程第11条第1項ただし書及び第12条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後給与規程第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき6,500円（課長、室長、調査役、考査役の職にある職員（以下「課長等職員」という。）にあつては、3,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき10,000円）とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち一人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち一人については9,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（部長等職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、部長等職員から部長等職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（部長等職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び部長等職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる

要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合 (扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合 (前号に該当する場合を除く。)(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合 (第1号に該当する場合を除く。))」と、同条第2項中「扶養親族 (部長等職員にあつては、扶養親族たる子に限る。))」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、部長等職員から部長等職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長等職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、部長等職員以外の職員から部長等職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長等職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定 (扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族 (部長等職員にあつては、扶養親族たる子に限る。))」とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後給与規程第11条第1項ただし書及び第12条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後給与規程第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当

する扶養親族」と、「課長、室長、調査役、考査役の職にある職員（以下「課長等職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（部長等職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、部長等職員から部長等職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（部長等職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び部長等職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（部長等職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、部長等職員から部長等職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長等職員以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、部長等職員以外の職員から部長等職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長等職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（部長等職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 5 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後給与規程第11条第1項ただし書並びに第12条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後給与規程第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「課長、室長、調査役、考査役の職にある職員」とあるのは「部長、次長、課長、室長、調査役、考査役の職にある職員」と、「課長等職員」とあるのは「課長等以上職員」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（部長等職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、部長等職員から部長等職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（部長等職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び部長等職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（部長等職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、部長等職員から部長等職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長等職員以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の

規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、部長等職員以外の職員から部長等職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長等職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（部長等職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「課長等職員が課長等職員及び部長等職員」とあるのは「課長等以上職員が課長等以上職員」と、同項第6号中「課長等職員及び部長等職員」とあるのは「課長等以上職員」と、「が課長等職員」とあるのは「が課長等以上職員」とする。

附 則

この規程は、平成30年1月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。